

部活動運営方針

松阪市立久保中学校

I 学校教育活動としての部活動の役割

1 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期における部活動は、スポーツ、文化、芸術などの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てたり、自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成したりと、大変有意義なものである。

また、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級学年を離れて仲間や指導者と関わり合うことによって、学級内とは異なる人間関係の形成にもつながる。部活動における教師と生徒の関係が、学級集団づくりや学年集団づくりにも生きている観点からも、中学校における部活動は、重要な教育活動である。

2 部活動の位置付け

中学校の部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領(平成29年3月公示)

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 部活動の課題

(1) 生徒の実態

- 運動部活動において、長時間の練習等による生徒のスポーツ障害が懸念される。
- 過度な活動が続くことで、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥ることが懸念される。

(2) 教員の実態

- 中学校教員の勤務の中でも、部活動の指導時間が特に長く、休日に開催される大会等への引率及び審判等の大会運営業務が、教員の心身にとって負担となっている。
- 経験のない部活動を担当しながらも、専門的な指導を求められることが多くある。

Ⅱ 部活動の適正な運営

1 運営方針等の策定

- 部活動がより良い活動となるよう、「松阪市部活動指針」や「三重県部活動ガイドライン」を参考に、本校の「部活動運営方針」を策定し、見直しを行っていく。
- 各部顧問は、本運営方針を基に、年間及び月間の活動計画・月間の活動報告を校長に提出する。
- 校長は、各部の計画およびその活動状況についてチェックし、改善を図る。
- 保護者等の理解を得るため、本運営方針をホームページ等において公表する。

2 休養日・活動時間の設定

休養日および活動時間については、生徒や教員の健康面を考慮し、以下の通りとする。

(1) 休養日

- ① 平日については、原則水曜日を休養日とする。(朝練もしない)
- ② 週休日については、原則土日のどちらか1日を休養日とする。ただし、祝日のある週は、祝日に休養日を設けることを可とする。
- ③ 長期休業中については、1週間のうち、原則2日以上を休養日とする。
 - ・ 学校施設を閉じる日、及び、年末年始の休業日は、休養日とする。
- ④ 大会やコンクール等(以下、大会等)について
 - ・ 大会等の直前においては、天候や行事等の事情により、ケガの防止など体調管理上、休養日を変更することが必要な場合は、校長の判断で可とする。
 - ・ ただし、生徒等の健康面を十分配慮し、週休日については、年間50日以上は休養日を設けるものとする。
 - ・ なお、大会等が連続し週休日に休養日を設けることが不可能な場合は、校長の判断で土日の両日に活動することも可とするが、活動時間を必要最小限にするなど、生徒等の健康面には十分配慮する。ただし、その分の休養日を別の週に振り替えて設けることとする。

(2) 活動時間

- ① 平日については、2時間程度とする。
 - ・ 時期により設ける完全下校時間の15分前には活動を終了する。
- ② 週休日等(祝日、長期休業期間を含む)については、3時間程度とする。
 - ・ 活動内容(練習試合、大会等の参加)により、3時間を超える場合は、月間活動計画等において、校長の承認を得る。ただし、実施においては、生徒等の健康面には十分配慮する。

【附則】

- ・平成31年(2019年)4月1日 策定
- ・令和元年(2019年)11月1日 改定
- ・令和5年(2023年)4月1日 改定